

拳銃等の適正な取扱いを徹底するための対策の推進について（通達）

最終改正 令和 7. 2. 28 例規務第 4 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察官が貸与されている拳銃等の適正な取扱いを推進するため、みだしのことについて下記のように定め、平成27年3月2日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、拳銃等の適正な取扱いを徹底するための対策の推進について（平成26. 12. 22：一般務・装・厚・教・監第 211号）の一般通達は廃止する。

記

1 目的

拳銃等を適正に使用できないおそれのある警察官を早期に把握し、拳銃等の早期の保管措置を行うとともに、保管措置の解除を慎重に行うために必要な事項を定めることで、自殺を始めとする拳銃等の不適正な使用の絶無を期し、組織的に拳銃等の適正な取扱いの徹底を図ることを目的とする。

2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 拳銃等 拳銃、弾及びこれらの付属品をいう。

(2) 取扱責任者 拳銃等の取扱いに関する訓令（昭和38年京都府警察本部訓令第6号。以下「訓令」という。）第3条に規定する取扱責任者をいう。

(3) 拳銃等保管措置 警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。）第18条第2項の規定により、警察官に貸与されている拳銃等を取扱責任者に保管させる措置をいう。

3 拳銃等保管措置の対象警察官

拳銃等保管措置の対象となる警察官（以下「対象警察官」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 本人の能力、性格、言動、勤務状況、勤務環境、人間関係、家族関係等を総合的に検討した結果、精神に何らかの変調を来し、又は精神的に不安定な状態にあると認められる者

(2) 疾病又は負傷による障害又は後遺症により、拳銃等の適正な使用が困難であると認められる者

(3) 事件、事故又は紛議事案の関係者になる等、突発的な事由により精神に何らかの変調を来し、又は精神的に不安定な状態にあると認められる者

(4) 前記3の(1)から(3)までに該当する者のほか、所属長が拳銃等保管措置の対象とする必要があると認める者

4 拳銃等適正取扱推進委員会

(1) 拳銃等の適正な取扱いを徹底するため、警察本部に拳銃等適正取扱推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 委員長 警務部長

イ 副委員長 警務部参事官（警察運営の総合企画に関する事務を所掌する警務部参事官をいう。）

ウ 委員 警務部理事官、装備課長、厚生課長、教養課長、監察官及び委員長が指名する者
(3) 委員長は、必要の都度、委員を招集し、議事を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めて、意見を聴くことができる。

(5) 委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

5 警察本部担当官

(1) 警察本部に拳銃等の適正な取扱いに関する指導を担当する警察官（以下「警察本部担当官」という。）を置く。

(2) 警察本部担当官には、警務部理事官をもって充てる。

6 所属長の責務

所属長は、委員会等と連携し、拳銃等の適正な取扱いの徹底を図るものとする。

7 拳銃等保管措置の要領

(1) 拳銃等保管措置の検討

所属長は、対象警察官を把握したとき（委員会、他の所属長等から自所属の警察官が対象警察官に該当することについて連絡を受けたときを含む。）は、速やかに拳銃等保管措置の要否を検討するものとする。

(2) 拳銃等の保管命令

所属長は、対象警察官の拳銃等を保管する必要があると判断したときは、直ちに拳銃等保管措置を講じるものとする。ただし、一般職員の所属長にあつては、所属の管理責任者（訓令第2条の管理責任者をいう。）を指揮して拳銃等保管措置を講じるものとする。

(3) 保管要領

取扱責任者は、所属長から拳銃等の保管を命じられたときは、訓令第7条第1項の規定により保管に当たるものとし、保管の方法は、同条第6項ただし書に定める「長期の保管を要する場合」の保管方法によるものとする。

(4) 委員会への報告

所属長は、対象警察官に対する拳銃等保管措置の要否を判断したときは、当該対象警察官に対する拳銃等保管措置を講じたか否かにかかわらず、その検討内容、結果等について、拳銃等保管措置検討結果報告書（別記様式第1号。以下「検討結果報告書」という。）により、速やかに委員長に報告するものとする。

(5) 委員会による検討

ア 委員長は、前記7の(4)の報告があったときは、委員会の開催の必要性を検討するものとする。

イ 委員長は、委員会の開催の必要性があると認めたときは、委員を招集し、委員会において、拳銃等保管措置に関して所属長が行った検討の結果、判断の適否等について検討するものとする。

ウ 委員長は、委員会の開催の必要性がないと認めたときは、持ち回りによる検討をするものとする。

エ 所属長に対する通知

委員長は、委員会における検討の結果及び所属長に対する指導事項について、対象警察官の担当業務を所管する部又はサイバー対策本部の長（以下「関係部長」という。）との調整を経た上で、拳銃等適正取扱推進委員会検討結果通知書（別記様式第2号。以下「通知書」という。）により、速やかに当該検討に係る所属長に通知するものとする。

(6) 所属長による最終判断

所属長は、委員会からの通知の内容を踏まえ、対象警察官に対する拳銃等保管措置についての検討を行い、最終的な判断をするものとする。

8 拳銃等保管措置の解除の要領

(1) 解除の検討

拳銃等保管措置の解除は、発病前の健康状態に戻り、病気休暇又は休職前に担当していた業務に復帰するなど、本格的に業務に復帰した後6箇月以上の職場での勤務状況等を確認し、その要否を検討するものとする。

(2) 解除の要領

所属長は、拳銃等保管措置の解除が相当であると判断したときは、拳銃等保管措置解除承認申請書（別記様式第3号。以下「解除申請書」という。）により、委員長に申請するものとする。

(3) 委員会による検討

委員長は、前記8の(2)の申請があったときは、委員会を開催し、申請に係る拳銃等保管措置の解除の適否等について検討し、承認するか否かの判断をするものとする。

(4) 所属長に対する通知

委員長は、委員会における拳銃等保管措置の承認又は不承認の判断及び所属長に対する指導事項について、関係部長との調整を経た上で、通知書により、速やかに当該検討に係る所属長に通知するものとする。

(5) 解除の実施

所属長は、委員会の承認があったときは、拳銃等保管措置の解除を行うものとする。

(6) 訓練の実施等

所属長は、拳銃等保管措置の解除をしたときは、当該警察官に対し、拳銃等取扱いの練度の向上を図り、取扱い上の事故を防止するため、京都府警察拳銃訓練要綱の制定について（平成23. 6. 1：例規教第12号）の例規通達第5に定める訓練（以下「拳銃訓練」という。）を行い、適正な拳銃の取扱いを修得させるものとする。また、所属長は、拳銃訓練の結果を警察本部担当官に連絡し、拳銃を携帯した勤務の適否について意見を聴くものとする。

9 人事管理上の注意点

(1) 担当業務の変更等

所属長は、拳銃等保管措置を講じるときは、必要に応じ、担当業務を変更して、拳銃等の携帯を要しない勤務を命じるなどの必要な措置を講じるものとする。また、当該職員が心身を故障しているおそれがある場合は、必要に応じて医師の診断を受けるよう指導するものとする。

(2) 警察本部担当官への連絡

所属長は、拳銃等保管措置に係る警察官の健康状態等について、特異な事実を把握したと

きは、警察本部担当官に連絡するものとする。

(3) 関係書類の取扱い保管

検討結果報告書、通知書及び解除申請書の取扱い保管は、人事記録関係書類の取扱い保管について（昭和36. 3. 17：6京務第 388号）の例規通達第1に規定する「人事管理上必要と認める記録」として行うものとする。

(4) 拳銃等保管措置に係る警察官の把握

拳銃等保管措置に係る警察官について、当該措置に係る拳銃の管理を徹底する観点から、訓令第3条に規定する取扱責任者及び代理者が確実に把握できるようにするものとする。

10 拳銃等保管措置に係る警察官に対する支援及び指導監督

所属長は、拳銃等保管措置に係る警察官に対しては、士気を低下させることなく一日も早く心身の健康を回復できるよう、幹部職員による定期的な面接の実施その他の必要な支援、指導及び十分な業務管理を行わせ、必要に応じて当該警察官の家族と連絡を取り、当該警察官の健康状態についての理解を求めるなど、業務面及び生活面において十分な支援が受けられるよう、関係する所属と連携の上、必要な措置を講じるものとする。

11 職員に対する教養等

所属長は、所属職員に対して、拳銃等の不適正な使用は、それによって自殺する場合も含め、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）等に違反する重大な犯罪行為であり、その未然防止を図ることは、府民の警察に対する信頼を確保する観点からも非常に重要であることを、自らの命の大切さとともに深く認識させるよう、あらゆる機会を捉えて教養するものとし、特に幹部職員に対しては、日頃から部下に対する拳銃等の適正な使用に関する指導教養を行わせるとともに、その未然防止に取り組むことの重要性についての意識付けを徹底するものとする。

12 経過措置

この通達の実施の際現に拳銃等の適正な取扱いを徹底するための対策の推進についての一般通達の規定により講じられている拳銃等保管措置は、この例規通達の規定により講じられている拳銃等保管措置とみなす。

別記
様式第 1 号

年 月 末日廃棄

拳銃等適正取扱推進委員会委員長 殿

第 号

年 月 日
(所 属 長)

拳銃等保管措置検討結果報告書

検討結果		☐ 拳銃等保管措置が必要		☐ 拳銃等保管措置は不要				
拳銃等保管措置対象者	所属・係							
	階 級				職務内容			
	ふりがな氏名				生年月日	年 月 日 (歳)		
	家 族 構 成	続柄	氏 名	年齢	職 業	健康	同居別居	備考
認 知 日	年 月 日							
検 討 理 由								
具体的症状								
病 名 等								
通 院 先	電 話							
発 症 原 因								
一 時 保 管	保 管 日	年 月 日						
	一時保管の有無	☐ 有 ☐ 無						
	一時保管の理由							
所属長の判断理由	検 討 日	年 月 日						
職 務 変 更	有	変 更 日	年 月 日					
		変更の状況						
	無							
備 考								

注 記載内容に応じて、行数を増やすなど適宜調整すること。

年 月 末日廃棄

殿

第 号

年 月 日

拳銃等適正取扱推進委員会委員長

拳銃等適正取扱推進委員会検討結果通知書

通知年月日	年 月 日	
対 象 職 員	所属（課・係）	
	階 級	
	氏 名	年 月 日（ 歳）
検討結果等	検 討 年 月 日	年 月 日
	検 討 内 容	☐ 拳銃等保管措置が必要 ☐ 拳銃等保管措置を解除
	検 討 結 果	
指 導 事 項		

年 月 末日 廃棄 第 号

拳銃等適正取扱推進委員会委員長 殿

年 月 日
(所 属 長)

拳銃等保管措置解除承認申請書

拳銃等保管日	年 月 日
--------	-------

拳銃等保管措置解除承認対象者	所属・係							
	階 級				職務内容			
	ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日 (歳)		
	家 族 成 構	続柄	氏 名	年齢	職 業	健康	同居別居	備考

医師の診断	診 断 日	年 月 日
	主治医名	
	所 見	

対 応 経 緯	ならし勤務状況・	期 間	年 月 日～ 年 月 日
		勤務状況	
	復職後支援状況・	期 間	年 月 日～ 年 月 日
		勤務状況	
	本格復帰後勤務状況・・・	期 間	年 月 日～
		勤務状況	

所属長意見	
同僚意見	
家族意見	

現在のストレスの状況	
指導監督体制の状況	

注 記載内容に応じて、行数を増やすなど適宜調整すること。